

2025年11月

お客様各位

株式会社トータル建築確認評価センター

住宅の省エネに関する軽微変更のお手続きについて

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、改正建築基準法および改正建築物省エネ法の施行から半年が経過し、現在、完了検査の実施が進んでおります。

この度は、確認申請における「省エネに関する軽微な変更の手続き」についてご案内申し上げます。

■ 軽微な変更が生じた場合の対応について

弊社で省エネに関する審査（省エネ適判、省エネ仕様基準、長期・性能評価を含む）を行った物件について、確認済証交付後に省エネに関する軽微な変更が生じた場合は、完了検査申請の前に必ず変更手続きを行ってください。

なお、変更内容の審査には一定のお時間を要しますので、検査予約日の2週間前までにご提出いただきますようお願いいたします。また、変更申請には手数料が発生する場合がございますのでご了承ください。

■ 軽微変更の判定について

軽微変更の判断およびルート判別については、国土交通省「資料ライブラリー」に掲載の『省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き』（令和7年4月版）をご参照ください。

URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001500267.pdf>

■ 他機関で評価等を取得している場合

長期優良住宅や住宅性能評価を他の評価機関で取得している物件については、「軽微変更ルート C」については、提出先の評価機関での変更手続きを完了したうえで、当社へ完了検査申請をご提出ください。「軽微変更ルート A、B」に該当する場合は、当社で変更内容の確認を行います。

なお、完了検査時に新たな変更事項が判明した場合は、改めて変更手続きをお願いする場合がございます。

■ ご注意

変更手続きが完了していない場合は、検査済証を交付することができません。

また、検査時に変更手続きが未確認であることが判明した場合、確認作業に時間を要するため、ご希望の日程での検査済証交付が難しくなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

今後とも円滑な審査・検査業務のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上